

御杖村放課後児童一時預かり事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この事業は、御杖村立御杖小学校の児童に対し、授業の終了後に御杖村立御杖小学校図書室等を利用して、児童が安全に過ごせる場を確保することを目的とする。

(実施場所)

第2条 本事業の実施場所は、次のとおりとする。
御杖村立御杖小学校図書室等。(以下「御杖小学校」という。)

(対象児童)

第3条 授業終了後に御杖小学校を利用できる者は、御杖村立御杖小学校に在籍する1年生から6年生までの児童で、保護者の希望により村長が認められたもの(以下「放課後児童」という。)を対象とする。

(事業内容)

第4条 放課後児童一時預かり事業は、次の活動を行うものとする。

(1)放課後の児童の安全確保。

(実施時間)

第5条 放課後児童一時預かり事業の実施時間及び休業日は次のとおりとする。

ただし、村長が特別の理由で認める場合は、この限りでない。

(1)実施時間

ア 小学校の授業があり給食のある日に限り、午後3時から午後6時までとする。

イ 保護者は、午後6時までに御杖小学校へ迎えに行くこととする。

(2)休業日

ア 土、日曜日。

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日。

ウ 夏期休業中。

エ 冬期休業中。

オ 春期休業中。

カ その他休業扱いに相当する日。

(指導員)

第6条 放課後児童一時預かり事業を実施する為、放課後児童指導員(以下「指導員」という。)を御杖小学校に配置する。

2 指導員は、児童の一時預かりに熱意をもつ者で、村長が任命する。

(費用)

第7条 放課後児童一時預かり事業の実施について、預かり料は原則として徴収しないものとする。

ただし、損害保険料は保護者負担とし、保険料の額は、児童一人当たり年間600円とする。

(入室の申請)

第8条 御杖小学校に児童を入室させようとする保護者は、御杖村放課後児童一時預かり申請書(第1号様式)を、村長に提出しなければならない。

(入室の許可)

第9条 村長は、前条の申請があつたときは、その可否を決定し、御杖村放課後児童一時預かり認定通知書(第2号様式)により通知するものとし、入室資格に該当にならない場合は、御杖村放課後児童一時預かり却下通知書(第3号様式)により通知するものとする。

2 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入室を制限し、又は、入室中の児童を退室させることができる。

(1) 疾病その他の事由により他の児童に悪影響を及ぼすおそれのあるとき。

(2) 要綱及びこれに基づく諸規定に違反したとき。

(3) 村長の指示に従わないとき。

(4) その他、村長が入室を不相当と認めたとき。

(保護者の届出)

第10条 保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、御杖村放課後児童一時預かり退出届(第4号様式)により直ちに村長に届出なければならない。

(1) 入室中の児童が死亡したとき。

(2) 入室中の児童を退室させようとするとき。

(3) 要綱第3条の規定に該当する事由が消滅したとき。

2 入室中の児童及びその家族が伝染病にかかったときは、別に村長に届出なければならない。

(入室の解除)

第11条 児童の入室措置理由の消滅等によって、入室を解除した場合は、御杖村放課後児童一時預かり入室措置解除通知書(第5様式)によって、保護者に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

御杖村放課後児童一時預かり室入室申請書

平成 年 月 日

御杖村長 殿

保護者住所

氏名

印

TEL

次の理由により放課後児童一時預かり事業入室の申請をいたします。

児童名		男・女	生年月日	平成 年 月 日 生		
住 所						
家 族 の 状 況	氏 名	年齢	性別	続柄	勤務先・学校名	TEL
児童が 扶養に 入って いる 保険証 番号	記号 番号 保険者番号	児童に関する特記事項 があればお 書き下さ い。				
入室希望理由						
緊急時の連絡先						
続柄		氏名			TEL	
添付書 類など	加入保険証の写し その他必要と認めたもの					